



[4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の  
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 3 月 14 日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	高度道路交通システム（ITS）技術に係る各種調査
対象国及び類似地域	コートジボワール及び全途上国
語学の種類	英語（フランス語ができることが望ましい）

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱予防接種

## 6. 業務の背景

- (1) 当該国における都市交通セクター／コートジボワールの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

コートジボワール共和国（以下、「同国」という。）は、西アフリカのギニア湾岸に位置し、西アフリカ経済通貨同盟 (UEMOA) の約 4 割の経済規模を占め、地域を牽引する中核的な国である。同国の中心都市であるアビジャンには、全人口の 20%以上、国全体の経済活動の約 80%が集中しており、隣国であるブルキナファソの首都ワガドゥグにつながる Abidjan-Ouagadougou 回廊と、ナイジェリア最大の都市ラゴスにつながる Abidjan-Lagos 回廊の結節点となっている。

アビジャンでは、経済発展による急速な都市化、人口増加に伴い、交通量が急速に増加しており、深刻な渋滞が発生している。JICA は「大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト (SDUGA)」にてアビジャンの都市交通マスタープランを策定し、「大アビジャン圏都市開発マスタープラン実施促進プロジェクト (SDUGA2)」の活動の 1 つとして、同交通マスタープランの改訂を行っている。SDUGA の中で、複数の優先プロジェクトが提案され、2021 年時点で約 40%の建設が開始されている。世銀の支援による BRT 東西線整備、フランスの支援による LRT 南北線整備（どちらも SDUGA で提案）等、大量輸送機関の導入が予定されている中で、今後も増大し続ける交通需要に対応するためには、インフラの整備だけでなく、データを利活用したインフラの効率的な計画・運用、交通需要のマネジメント等を含めた総合的な対策が必要である。

同国政府は、「国家開発計画 2021-2025」の中で、道路部門の活動に関するデータの自動化と集中化、及び高度道路交通システム (ITS) の実施の加速を課題として明記している。また、アビジャンの都市交通を所掌する都市交通機構 (AMUGA) の最新のアクションプランの中でも、2030 年までに 1 日当たり 600 万人以上になると予想される公共交通の需要に応えるため、都市交通のモニタリングのためのデータセンターの構築・交通データの利活用、及び ITS の導入等が掲げられている。

これらの問題認識を踏まえ、今後、更なる都市交通における課題に対応するため、交通データの利活用及び公共交通システムの統合促進にかかる AMUGA の能力強化に係る支援要請が日本政府になされた。

(2) コートジボワール交通・都市開発セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

「対コートジボワール国別開発協力方針」(2023年9月)において、「持続的な経済成長の推進」を重点分野の一つとして位置付けており、「都市計画、都市交通インフラ、都市環境課題に係る協力を通じて、持続的なインフラの整備を進展し、西アフリカ成長の環の一部をなすコートジボワールにおいて運輸交通・電力・貿易円滑化等の回廊整備により地域統合を促進する。」と述べられている。

「対コートジボワール国 JICA 国別分析ペーパー」(2023年3月)においては、「持続的なインフラ・回廊開発」を支援の柱とし、その中で「都市計画、都市インフラ、交通システムの改善」について協力するとしており、本事業はこれら方針、分析に合致する。

さらに、「JICA 課題別事業戦略(グローバル・アジェンダ):都市・地域開発まちづくりクラスター」では、開発途上国で進む急激な都市化による交通渋滞や大気汚染への対応として、公共交通を中心とした持続的なまちづくりを重点課題と位置付けており、これらの実現に貢献するものである。

SDGs との関連性については、本事業を通じてアビジャン大都市圏における都市交通計画の着実な実施を支援することで、将来的な都市交通の改善及び交通渋滞の改善や大気汚染による環境上の悪影響の軽減にも資することから、ゴール5(ジェンダー平等)、9(強靱なインフラの構築等)、11(包摂的、安全、強靱で持続可能な都市等の構築)、及び13(気候変動への対策)に貢献すると考えられる。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行とフランス開発庁(AFD)は、アビジャン都市交通プロジェクト(PMUA)の中でBRT東西線の整備、SOTRA(バス運営公社)能力強化とフィーダー交通の再構築、ローカル交通の組織化を支援している。また、PMUAの中で公共交通の相互運用性向上(共通決済システムと運行管理・運行情報システ

ム導入を含む)のための調査、SOTRA への運行管理システムの導入、TODに係る調査も実施している。BRT への共通決済システム導入は、今後選定される民間のオペレーターにより実施されることが予定されている。アフリカ開発銀行 (AfDB) が実施するアビジャン都市交通プロジェクト (PTUA) の枠組みの中でも、道路管理庁 (AGEROTUE) を実施機関として 89 箇所の交差点の信号事業を実施予定であり、設置したカメラをもとに AMUGA がマニュアルで信号制御を行うことが予定されている。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定及び事業事前評価の実施のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 準備業務 (2025 年 4 月上旬～2025 年 4 月中旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認し、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 担当分野に係る調査項目の整理、調査工程・手法の検討を行い、詳細計画策定調査対処方針 (案)、コートジボワール側関係機関に対する説明資料 (案) (英文) 及び質問票 (案) (英文) を作成する。質問票の作成時には、カウンターパート組織内のジェンダーバランスやジェンダー主流化 (女性職員や管理職の登用促進等) の現状を把握するための質問、障害を有する職員等への合理的配慮、公共交通における障害者支援に関する取り組み、支援についての質問も含める。なお、質問票は JICA コートジボワール事務所を通じて事前配布を行う。
- ③ 現地調査で相手国関係機関及び他ドナー (AMUGA、SOTRA、世界銀行、アフリカ開発銀行、フランス開発庁等) 等から収集すべき内容を検討する。
- ④ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書 (案) の目次構成及び分担を検討する。
- ⑤ JICA が作成する、対処方針 (案)、PDM (Project Design Matrix) (案) (和文・英文)、PO (Plan of Operations) (案) (英文)、R/D (Record of

Discussions) (案) (英文)、M/M (Minutes of Meetings) (案) (英文)の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。

- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加すると共に、他分野の団員と連携し、議事録を作成する。

(2) 現地業務 (2025年4月中旬～2025年4月下旬)

- ① JICAコートジボワール事務所等との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② コートジボワール側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
  - (a) 要請背景・内容について改めて情報確認、整理を行う。2023年の要請時から時間が経過していることから、現状を踏まえた分析を行う。
  - (b) 対象地域及びスコープについて、改めて意向を確認する。
  - (c) 関係機関及び実施体制を確認する
- ④ コートジボワールにおける開発計画（上位計画）、都市交通マスタープラン、ITSシステム整備計画・通信インフラ整備計画等の概要と現状の課題を把握する。
- ⑤ 他機関との交通データ共有状況を確認した上で、AMUGAの交通データの管理状況、蓄積状況を確認する。
- ⑥ これまでに実施したITSシステムの改修、各システムの連携状況を確認するとともに、ITSシステムの導入並びに維持管理能力に係るコートジボワール側関係機関における現状と課題を把握する。
- ⑦ コートジボワール側関係機関におけるITSシステムに係る各種指針や規定、ガイドライン、既存施策、標準化状況等を確認し、課題を整理する。
- ⑧ ITSシステムの運用、保守管理に係るコートジボワール側関係機関及び民間事業者等の現状、能力を把握する。
- ⑨ ISTシステムの導入、改修、補修に係るコートジボワール側関係機関の予算要求フローを整理する。併せて予算に関する意思決定機関との役割分担とその権限、意思決定プロセス等を整理する。
- ⑩ 他の担当分野に係る業務従事者と協力し、ITSシステムにおける他ドナ

一、及び他国の協力実績及び予定を確認する。特に監視カメラシステム、信号システム、交通管制センターの設置及び稼働状況について確認する。

- ⑪ 現地踏査及び各種協議を踏まえ、担当分野における具体的な支援内容を検討し、担当分野にかかるPDM案（和・英）、PO案（英文）及びミニッツ案（M/M）案（英文）のとりまとめに協力する。
- ⑫ 実施期間に対するR/D案を含むM/M案の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑬ 担当分野に係る資料収集リストを作成し、資料収集リストのとりまとめ作業に協力する。
- ⑭ 担当分野に係る調査結果をJICAコートジボワール事務所等に報告する。

### （3）整理業務（2025年5月上旬～2025年5月下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、そのとりまとめに協力する。
- ④ PDM（案：和・英文）、PO（案：英文）、R/D（案：英文）、事業事前評価表（案：和文）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
- ⑤ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、詳細計画策定調査報告書（案）全体のとりまとめ作業に協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文3部）

2025年5月30日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### （1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

### （2） その他留意事項

- 1) コートジボワール国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 20,900 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

## 10. 特記事項

### （1） 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 4 月 12 日～4 月 27 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）

エ) 交通計画（JICA が別途契約するコンサルタント）



オ) 高度道路交通システム (ITS) 技術 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA コートジボワール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎: あり

イ) 宿舎手配: あり

ウ) 車両借上げ: 全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上: あり (英語⇄仏語の通訳を提供予定)

オ) 現地日程のアレンジ: JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供: なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チームから配付しますので、imgge@jica. go. jp 宛にご連絡ください。

- 要請書 (写)
- 案件概要表
- コートジボワール国アビジャン・スマートシティ構想のためのインフラ基盤整備にかかる情報収集・確認調査 (2024年4月)

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- The project for the operationalization of urban master plan in Greater Abidjan:final report  
[https://openjicareport. jica. go. jp/618/618/618\\_515\\_12386686. html](https://openjicareport. jica. go. jp/618/618/618_515_12386686. html)
- 国別ジェンダー情報整備調査コートジボワール国  
<https://openjicareport. jica. go. jp/pdf/12121869. pdf>

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上